

倉敷市社会福祉施設等整備計画（令和8年度保育所等大規模修繕等分）募集要領

令和7年5月12日

倉敷市保健福祉局

1 趣旨

社会福祉法人又は学校法人が行う、保育所又は認定こども園施設整備に対して助成を行うことにより、経営の安定と入所児童の処遇向上を図る。

2 募集対象施設等

施設種別	整備区分	整備地区	整備施設数	備考
保育所又は認定こども園	大規模修繕等	市内全域	2施設程度	既存施設が消防法及び建築基準法等の関係法令の基準を満たしていること。

3 整備年度

令和8年度中に本体工事に着手し、令和9年度末までに施設整備が完了すること。

4 対象事業

施設の地震防災対策上必要な補強改修工事又は施設の一部改修、施設の附帯設備の改造、施設の冷暖房設備の設置等 ※1

交付金対象基準については、原則、以下の二つの基準をともに満たすものとする。 ※2

- (1) 施設全体の対象経費の実支出額が500万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）であること。

※ 実際に入札等を行った結果、対象経費の実支出額が500万円（消費税及び地方消費税を含む。）を下回ることが判明した時点で交付対象外となる点に留意すること。

- (2) 対象経費の実支出額が整備に係る施設延面積（平方メートル）×4千円以上（消費税及び地方消費税を含む。）であること。ただし、当該整備が設備の修繕である場合を除く。

※1 対象事業の詳細は「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」及び令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交

付金における大規模修繕等の取扱いについて」を参照のこと。対象事業によって基準額が異なる場合もあるため、詳細は保健福祉推進課へ問い合わせ確認すること。

- ※2 特殊附帯工事については、令和5年8月22日こ成事第423号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」を参照し、施設の冷暖房設備の設置等、アスベスト処理工事、土砂災害等に備えた施設の一部改修等事業については「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を参照すること。

5 計画選定後の留意事項

この募集要領における施設整備補助金を活用した保育所等整備は、倉敷市社会福祉施設整備等審査会（以下「審査会」という。）において選定され、かつ、国の補助制度等に本市の整備計画が採択されるとともに、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決された場合に施設整備を行うものとする。

6 募集期間・応募方法

（1） 募集期間

令和7年5月12日（月）から令和7年7月11日（金）午後5時15分まで

（2） 応募方法

所定の応募書類（事業計画書）に必要事項を記入し、募集期間内に持参し、受理されること。（郵送は不可とする。）

（3） 提出部数等

A4判ドッチファイル（色指定なし）に、番号入り仕切紙（仕切紙に番号入りのインデックスを付ける。）を挟み、2部提出すること。なお、提出された事業計画書は、返還しない。

（4） 注意事項

次に掲げる場合の事業計画書は、受理しないので注意すること。

ア 募集の条件に適合しない場合

イ 令和8年度中に、本体工事に着手し、かつ、一定程度の進捗（10%以上）が見込めないと判断される整備計画の場合

ウ 書類の不備が認められる場合

(5) 応募・問合せ先

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

TEL 086-426-3303

なお、応募書類等は、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/welfare/1004016/1016329/1016333.html>

7 応募資格

現に市内で認可保育所又は認定こども園（整備開始年度（令和8年度）までに認定こども園へ移行予定の施設を含む。）を運営する社会福祉法人又は学校法人

8 審査方法

施設整備に係る審査・選定は、審査会において行う。

9 今後のスケジュール（予定）

令和7年 8月上旬 事業計画に対する詳細をヒアリング

8月下旬 審査会において、整備対象となる事業計画を選定（審査に必要な場合は、プレゼンテーションを実施する。）

9月 選定された事業計画の法人名・代表者名等を公表

10 施設整備の方針

(1) 建物及び設備計画

建物及び設備計画は、建築基準法、消防法、国通知、その他関係法令等の規定に適合するものであること。事前に関係部局と協議し、必要な許認可等を受けることができる計画であること。

(2) 資金計画

既存の事業に影響を与えることなく、工事費、設備費、工事事務費、運転資金及び償還財源等を確実に保有するとともに、補助額の減少や事業費高騰等不測の事態に対応できるよう余裕をもった資金計画とし、予備費を計上していること。また、整備後においても健全かつ安定した事業運営が確認できる計画であること。

(3) 補助金の額

計画する上での補助金の額は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱等により算出された額とする。ただし、補助金の額を確定させるものではない。

(4) 借入金

借入は、福祉医療機構（※3）からの融資、市中銀行と福祉医療機構との協調融資、市中銀行からの単独融資のいずれかとする。ただし、市中銀行からの単独融資は、担保提供が無い場合に限り認める。なお、協調融資による借入を計画する場合は、福祉医療機構に事前に相談し、借入超過にならない範囲内での借入計画であること。

※3 幼稚園型認定こども園にあつては、福祉医療機構を日本私立学校振興・共済事業団に読み替えること。

1.1 その他

- (1) 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にであっても、その時点で当該補助が確定したわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決され、かつ、国補助等の内示が得られた場合にのみ補助対象となることに留意すること。
- (2) 施工業者等の選定は、補助金の内示後に行うこと。また、施工業者等の選定に当たっては、倉敷市の契約方法に準拠した入札を行うこと。なお、工事入札については、設計者は参加できない。
- (3) 応募書類の作成に伴う一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募された事業計画は、審査会において資金計画や建築計画等を総合的に審査し選定されるものであるため、選定された事業計画は当然に遵守すべきものである。したがって、原則として変更は認められないため、十分に検討を行った上で、実施可能な計画として応募すること。なお、選定以後に計画変更が判明した場合には、選定を取り消す場合がある。
- (5) 応募書類は、提出書類目録で確認すること。なお、提出書類及び内容に疑義が生じた際は、市に対し速やかに確認及び協議を行うこと。
- (6) この募集要領で示している対象事業は、現時点で国（県）が示す整備方針に基づいたものであり、今後、変更や補助対象外となる可能性があることに留意すること。
- (7) 補助金の交付を受けて取得した財産を、国の定める耐用年数に満たずに処分（事業の廃止等）する場合、補助金返還の可能性のあることに留意すること。